

民間税調第2回シンポジウム基調講演

『消費税』

平成27年3月22日、青山学院大学において、民間税調第2回シンポジウムが開かれ、消費税が論点として取り上げられた。論点は6つである。

論点1 消費税率の10%への引上げ

論点の第1は消費税率の8%から10%への引上げについてであった。政府は5%から8%への引上げによって消費が委縮して、2四半期連続でGDPが対前期比マイナスとなったことから、8%から10%への引上げについては18か月施行時期を遅らせることとした。しかしながら、このように消費税率引下げのマイナス面は議論されているが、引き上げないことに伴う危機のシナリオについての議論が全く欠如しているのはどういう訳であろうか。これが論点の第1である。

この論点には一般には看過されている重大な問題が隠されている。即ち、日本国債（JGB）が安全資産とみなされている現状は、実は極めて異例であって、非常に危ういバランスの上に成り立っているということである。リーマン・ショックによって、米欧の経済に相当のダメージを与えられた。それに伴って、それまでは、出来損ないの見本のようにみなされてあらゆる批判を浴びていた日本経済が改めて評価し直され、日本経済に対する信認が回復した。とりわけ、日本の消費税率が低くて増税の余地があり、勤勉な日本人の国民性とあわさって、日本経済の実力が見直されたのである。その結果として、日本国債（JGB）と円

（JPY）が安全資産と見られるようになった。このことの意味が理解されているとは思われない。この点を逆からいえば、JGBに対する信認が崩れた場合

（即ち、日本の消費税率の引上げが政治的に不成功に終わった場合）、JGBの価格は暴落して長期金利は高騰する。そしてその時点で日本経済は大変な危機に直面する。そのチャンネルには2つがある。第1に、金融機関の保有する国債の価格は時価評価されて損が計上されるから、金融機関の貸し渋り、貸しはがし（即ち、クレジット・クランチ）が始まる。第2に、財政の利払い費が増大して財政の一般経費は緊縮的となる。この2つの経路を通じて、JGBの暴落と、同じことであるが長期金利の高騰は、日本経済に多大な下方圧力を持ち込むのである。

アベノミクスの第1と第2の矢、特に第1の矢であるクロダノミクスは、対症療法に過ぎず、治療薬ではない。しかも、実は非常に強い副作用を伴う劇薬である。それが既に2年も続けられている。それどころか第2弾までもが打たれた。

これ自体がクロダノミクス、ひいてはアベノミクスの失敗の証左である。2015年末時点で、日銀の保有する国債の残高は350兆円となり日本経済500兆円の7割となる。米国の場合でさえ2割である。全国債発行残高の4分の1を日銀が保有している。政府が毎月発行する国債のほとんどすべてを日銀が購入している実態は、財政法の禁じる国債の日銀引受けの脱法行為である。利子率がマーケットにおける指標としての位置づけを失って、マイナス金利での発行という事態が生じるようではもはや健全な自由主義市場経済であるとは言えない。

与党のみならず、先般の衆院選に際して三党合意を反故にした公明党・民主党の責任も問われなければならない。

論点2 軽減税率の導入

公明党のHPによると、「軽減税率とは、複数税率とも言われ、食料品など生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑えるものです。増税による“痛税感”を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠です。」とある。また「消費税には、景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく同じ税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題があります。例えば、年収250万円の方は、年収1500万円の方に比べ、およそ2倍の負担感があります。」とある。

しかしながら、軽減税率を導入すれば消費税の逆進性は解決に向かうのだろうか。ここに軽減税率導入論の誤謬がある。即ち、軽減税率は、低所得者・高所得者に関わらず、全ての方が消費する生活必需品に適用される。従って、逆進性対策にはならず、むしろ多く消費する高所得者への恩恵が相対的に大きいであろう。また、全ての方が消費する生活必需品に適用するという事は、税率を下げることに同意義である。そうすると何のための税率引上げとなるのだろうか。

英国のノーベル賞受賞経済学者が著わした『マーリーズ・レビュー』には、EU型の付加価値税（VAT）に対する厳しい批判がある。これは、EUのVATには、両大戦期における戦費調達のために導入された累積型の取引高課税の残滓があるからである。そこで、欠陥を多々引きずったEUのVATをオールドVATとしている。これに対して、ニュージーランド、豪、カナダなどの新しく入れられたGST（Goods and Services Tax）は、歴史的経緯に基づく不自然な部分が少ないので、これをニューVATとしている。両者の差のひとつには、非課税や軽減税率に対する取扱いの差がある。EUのVATは、課税ベースや軽減税率の多用によって、標準税率を高くせざるを得ないという無意味な政策を採っていることになる。特に英国のVATは、輸出以外にもゼロ税率を入れているなどして、全課税標準の半分以上が事実上課税対象になっていないと言われ、オールドVAT

Tの旧弊の典型である。

論点3 逆進性対策としての社会保障給付

このように、消費税の逆進性対策として軽減税率が無効ないし有害であるとする、その対案として社会保障税度による直接給付という歳出面からの方策を考慮するというアイデアが浮上する。特に、マイナンバー制度は、平成28年1月からスタートし、従来はできなかった低所得者を含めて全ての納税者の所得の捕捉が可能となるから、マイナンバー制度を利用して給付による逆進性緩和策をとるならば、低所得者に限定して、必要な人に必要な給付を行うことが可能となる。軽減税率であれば高額所得者にも恩恵が及んでしまうが、この方式であれば、そのような高額所得者の分も全て低所得者が享受できる。逆進性対策としてははるかに合理的である。給付の方法は、給付付き税額控除も一案であるし、社会保険料の未納分へ充当することも一案であるが、何れについても部分的な効果しかない。

そもそもの出発点は、「日本の再分配の構造的問題は、所得税の累進構造などという税制の内枠で片づけられるような問題ではない」、ということにある。即ち、社会保障給付という歳出面を併せて考えなければ解消できないということであって、給付付き税額控除を導入すれば足りるというような程度でさえない。

さらに、小塩教授作成資料によれば、家計調査の十分位の下から3番目までは、社会保険料負担が、所得税と消費税の合計額よりも多くなっている。定額の要素を含む社会保険料負担は、かなり逆進的であり、日本の所得再分配を考える場合の重要問題である。三木教授から指摘があったように、税であれ社会保険料であれ、可処分所得を減らすという点においては同等なのである。

結局、逆進性の問題は、

- ① 税制の内枠だけでは考えてはならないということであり、
- ② 社会保障給付という歳出面からの合わせ技で改善策を考えなければならない、そしてその際には、
- ③ 逆進性の高い社会保険料負担に問題があることを看過してはならない、ということである。

そしてまた、そもそも老齢年金になぜ社会保険方式が採用されているのかという根本的問題があることを意識しなければならない。高齢ということはほとんど誰にでも来ることであるから、医療や失業の場合と異なって、基本的に保険事故という概念にはあてはまらない。従って、保険によるリスクの分散という概念もあてはまらない。ビスマルクによるいわば労働者階級の懐柔策あるいは欺罔として社会保険は導入された。この単なる歴史的経緯に縛られて、社会保険方式にこだわるあまりに、社会保障政策の全体が歪められている。デンマークやニュージー

ーランドに見られるように税財源による基礎的な年金の保障と、私的年金による自主的かさ上げという構造が望ましく、経過措置をとりつつその方向へ移行すべきである。現在の日本の老齢年金の三層構造は、実際には国民年金基金の破綻を隠ぺいするための厚労省による欺瞞であり、三層構造の図を見て理解した積りになっているとすればそれは厚労省による目くらましの議論の成功であるという以外にない。

論点4 インボイス方式

転嫁を容易にし、かつ、税額計算も容易にするインボイス方式の導入は、不可欠ではないか、ということも議論の対象となる。特に、軽減税率の導入論者が、インボイス制度の導入という論点を避けて通っていることは如何にも異様である。他方では、インボイス制度固有の弊害があり、EUに見られるカルーセル方式のような巨額の脱税や、インボイスが金券と化してアンダーグラウンドのマーケットで売買されているというような実情について、どのように考えるべきであるかという問題もある。

インボイス方式の本質は、(a)消費税を販売先に転嫁をするという権限と、(b)仕入先から転嫁されて来た消費税を前段階税額控除（日本の場合の仕入れ税額控除）ができるという権限という観点であるが、実はこれは、インボイス方式に結びついた本質的な問題ではない。即ち、インボイスという紙ベースの有無は実は問題ではなく、(a)転嫁の権限と(b)前段階税額控除の権限の有無は、登録事業者制度の問題である。この点はややこしいのでもう少し詳しく見てみよう。EUなどのVATにおいては、インボイスを発行する権限は、登録事業者にのみ与えられている。登録事業者には、(a)インボイスを発行する権限が与えられて、これによってVATを本体価格に上乗せして対価を請求することができる（相手がビジネスで卸の場合（BtoB）と、相手が消費者で小売の場合（BtoC）を含む）。また、(b)仕入れた際に送られて来たインボイスによって、前段階税額控除を行うことができる。この(a)と(b)は、インボイスという紙切れの存在の有無ではなく、登録事業者であるか否かに結びついた権限である。登録事業者でなければ、インボイスを発行して転嫁するという(a)の行為もできないし、受け取ったインボイスに記載されて転嫁されて来た前段階税額を控除するという(b)の権限もない。この場面におけるインボイスはただの証憑に過ぎない。

日本の消費税について(a)を見よう。非課税事業者であっても消費税分を上乗せして譲渡して、本来国庫に納付すべき消費税額を懐に納めることは自由である。転嫁力があって転嫁ができれば消費税額相当分を国庫に納付しないで済むことができるからこれは益税である。ただし、それだけの転嫁力があるという前提である。インボイスがあれば、これによって転嫁を確実に行うことができるというイ

ンボイス推奨論もないではないが、転嫁力があることを前提にしているし、消費税がなかった場合であれば本体価格がいくらであったかが分かるという不確かな前提に立っているから空論である。

日本の消費税における仕入税額控除の権限である(b)について見よう。課税事業者は、仕入れ価格を消費税税込み価格であるとして帳簿に記載して、8%の消費税額を、非課税事業者からの仕入れであるか否かに関係なく仕入税額控除することができる。もし仕入先の非課税事業者が、国庫に納付しない消費税額を転嫁して来ていれば、益税はその非課税事業者に発生しているのであるが、もし非課税事業者に転嫁力がなく、本体価格のままで販売して来ているのであれば、転嫁されて来ていない消費税額を仕入税額控除している課税事業者に益税が発生する。

いずれにせよ、転嫁という概念は、本体価格が本来はいくらであるかを定めることができないのであれば無意味な議論である。また、本体価格を割り出すことができたとしても、転嫁という経済学的観念は（需要の価格弾性値がゼロ以下である場合を除けば）、供給者にとっては100%転嫁したとしても損失を生じるものであること（価格の上昇を通じて手取りは減るためである）は、ミクロ経済学の価格決定理論の初歩の知識さえあれば分かる話である。

インボイス方式の採否は、帳簿等保存方式の間隙を突いて行われる益税についての可否の判断と、インボイスという証憑があることによる納付税額計算の便宜だけの問題に解消される。所得の捕捉を嫌うのが真意であれば、もはや理論の問題ではない。

論点5 VATナンバー制

既述のように低所得者層への再分配対策を、収入・支出の両面から考慮するのであれば、マイナンバー制の利用は不可避である。特に、インボイス制度を導入するのであれば、ナンバー制は不可欠である。ナンバーの記載されていないインボイス制度などは考えられない。

そうすると、法人用マイナンバーは公開であるが、個人用マイナンバーは非公開が原則であることの問題をどうするか。個人事業者用に別途にVAT番号を創設するのかという問題がある。

軽減税率導入論者が、インボイス制度の議論を避けて通ろうとするのであれば、ナンバー制導入論に正面から向き合う責任がある。軽減税率を導入するならば、仮に帳簿等保存方式であっても、ナンバー制を導入しなければ制度はおそらく維持不可能だろうからである。

第6 国際課税問題

一般論として、税の国境調整は、モノの輸出入が主であり、税関によるコント

ロールが可能であった時代の遺物である。①サービス貿易、②無形資産のクロスボーダーの移動、③ e-コマースが主流である現代において、課税当局は課税権の分配という難問に直面している。

このことは、第1に、一国の『基幹税』として何を選ぶかということに直結する。即ち、今でも担税力の指標としては所得が最も優れていることは認めるとしよう。それでも、かつてのように累進構造によって再分配を図ろうとしても、高額所得者や高額資産保有者が国外に逃れることができ、かつ海の外にはタックス・ヘイブンが口を開けて待っているというような状況である。そうすると、基幹税を所得課税に求めることは理想論ではあったとしても、実行可能性に乏しい空理空論に過ぎず、責任ある提言とはなり得ない。消費税基幹税論についてもこのような文脈で考える必要がある。

EUにおいては共通VAT番号制が敷かれている。VAT以外の納税者番号は各国ばらばらであるが、VATナンバーだけは域内で共通番号制が敷かれているのである。また、金融安定理事会（ファイナンシャル・スタビリティ・ボード）において、国際的租税回避ないし租税回避を防遏するために、LEI（Legal Entity Identifier：法人番号制）をグローバル・ベースで導入する構想がある。グーグル、アマゾン、アップル、マイクロソフト、スタバなどの国際的租税回避スキームまでもも想起するとき、ナンバー制の導入を、プライバシーという基本的人権とのバランスで考えることの難しさが明らかになるであろう。

第2に、消費課税の課税権の分配の問題がある。EUの考案した、B2B（ビジネス to ビジネス）におけるリバース・チャージ方式、およびB2C（ビジネス to コンシューマー）の場合における登録事業者方式を、日本でも平成27年度の税制改正で導入することとなった。ただし、このような方式といえども、決して完全ではない。というよりは完全な解はあり得ないと言われている。財政国境を廃止したEUの、VATパッケージ2008およびVAT2010は、かかる苦悶の象徴である。この問題の解は、国境を越えて、課税ベースと税率が全く同じ税制を敷くということ以外にはあり得ないであろう。

今後の課題

論点1～6は、相互に独立には考えることができないことには要注意である。

フロアからの議論としては、パネリストの議論のあり方が「施政者目線である」という批判があった。これに対しては三木座長から、「主権者として税制のあるべき姿を論じるというのが民間税調であるというのに、相変わらず『税はお上にと取られるもの、納税者は国家権力による収奪の被害者である』というような目線でものを考えている方がおかしいのではないか」という鋭い反論があった。

全体として、議論は論点1に関連して、日本の財政・経済状況や消費税一般論に

についての観念的議論の段階でとどまってしまった傾向があり、直面するテクニカルな課題に入れなかったきらいがある。しかしながら、消費税の見直しという課題が1回のシンポジウムだけで済ませられるはずもなく、論点2以下を論じるため、改めて消費税についてのシンポジウムを開催することが必要であることについて異論はあるまい。

第3回の民間税調シンポジウムは、4月26日の午後1時から、六本木の政策学院大学キャンパスにおいて開催される。第1、2回の青山学院大学のキャンパスではないからご注意ありたい。第3回のテーマは、消費税と同じ程度に喫緊の要事である法人税である。

(以上)